

告 示

埼玉県告示第百三十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成三十一年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―二九―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市玉井三〇九―一 外八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三百四十・七二立方メートル